

岩手県告示第813号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成28年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 埋立ての免許をした年月日 平成28年10月13日

2 埋立ての免許を受けた者の住所及び名称

(1) 住所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

(2) 名称 新日鐵住金株式会社

3 埋立区域

(1) 位置 岩手県釜石市只越町一丁目65番及び同市港町二丁目51番8の地先公有水面

(2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 須賀地区に設置されている公共基準点（3級基準点、北緯39度16分17秒4513、東経141度53分12秒9115）から32度28分03秒96.63メートルの地点

②の地点 ①の地点から337度25分39秒0.36メートルの地点

③の地点 ②の地点から291度06分06秒2.31メートルの地点

④の地点 ③の地点から309度13分05秒54.03メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から292度55分37秒6.49メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から24度36分47秒6.92メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から110度53分17秒9.40メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から129度33分52秒51.26メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から114度21分15秒2.11メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から67度59分09秒0.35メートルの地点

(3) 面積 479.09平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置 岩手県釜石市只越町一丁目65番及び同市港町二丁目51番8の地内並びに同市只越町一丁目65番及び同市港町二丁目51番8の地先公有水面

(2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①'の地点と⑤'の地点を結んだ線により囲まれた区域

①'の地点 須賀地区に設置されている公共基準点（3級基準点、北緯39度16分17秒4513、東経141度53分12秒9115）から60度18分33秒57.70メートルの地点

②'の地点 ①'の地点から294度36分33秒51.23メートルの地点

③'の地点 ②'の地点から335度20分04秒58.17メートルの地点

④'の地点 ③'の地点から24度36分33秒62.05メートルの地点

⑤'の地点 ④'の地点から114度36分33秒95.31メートルの地点

(3) 面積 8,694.60平方メートル

5 埋立地の用途 鉄鋼業用地